

令和6年第1回定例会

長生郡市広域市町村圏組合議会会議録

令和6年2月 1日 開会

令和6年2月19日 閉会

長生郡市広域市町村圏組合議会

令和6年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会会議録

令和6年2月1日

出席議員（18名）

1番	金坂道人君	2番	岡沢与志隆君
3番	小久保ともこ君	4番	鈴木敏文君
5番	ますだよしお君	6番	常泉健一君
7番	鵜沢清永君	8番	袴田忍君
9番	麻生安夫君	10番	小川清隆君
11番	小倉利一君	12番	阿井市郎君
13番	梅澤哲夫君	14番	酒井良信君
15番	柴田孝君	16番	本吉敏子君
17番	松野唱平君	18番	御園生明君

欠席議員（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

管理者	田中豊彦君	副管理者	馬淵昌也君
副管理者	田中憲一君	副管理者	小高陽一君
副管理者	石井和芳君	副管理者	月岡清孝君
副管理者	平野貞夫君	病院事業管理者	阿部恭久君
教育長	内田達也君	事務局長	渡辺裕次郎君
消防長	中村希一君	水道部長	秋山忠君
公立長生病院 病院事務部長	柴崎勲君	消防本部次長 (総務課長事務取扱)	秋葉和彦君
水道部次長 (工務課長事務取扱)	白井光夫君	消防本部副参事 (予防課長事務取扱)	白井和夫君
消防本部副参事 (警防課長事務取扱)	渡邊勝利君	事務局総務課長	中村年孝君
医療民生課長	杉崎正文君	環境衛生課長	阿曾弘信君
水道部管理課長	深山光男君	公立長生病院 総務課長	堺谷正男君

環境衛生課主幹	渡 邊 稔 也 君	消 防 本 部 総 務 課 主 幹	丸 宏 史 君
会 計 管 理 者	岡 澤 靖 江 君	長南聖苑所長	村 上 尚 子 君
環 境 衛 生 セ ン タ ー 所 長	安 井 一 仁 君	温 水 セ ン タ ー 所 長	本 吉 智 久 君
視 聴 覚 教 材 セ ン タ ー 所 長	茂 住 卓 生 君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	石 崎 康 志	書	記	秋 葉 正 人	
書	記	野 元 保 裕	書	記	大 塚 将 史

議 事 日 程

令和6年2月1日 午前10時開議

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 常任委員会委員の選任
- 第 5 議会運営委員会委員の選任
- 第 6 議案第 1号 令和5年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3号）
- 第 7 議案第 2号 令和5年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費補正
予算（第1号）
- 第 8 議案第 3号 令和5年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第2号）
- 第 9 議案第 4号 令和5年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第 5号 令和6年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計予算
- 第11 議案第 6号 令和6年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費予算
- 第12 議案第 7号 令和6年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計予算
- 第13 議案第 8号 令和6年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計予算
- 第14 議案第 9号 監査の執行に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第10号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

- 第 1 6 議案第 1 1 号 長生郡市広域市町村圏組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 7 議案第 1 2 号 使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 8 議案第 1 3 号 長生郡市広域市町村圏組合水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 1 9 議案第 1 4 号 長生郡市広域市町村圏組合水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 0 議案第 1 5 号 長生郡市広域市町村圏組合水道事業給水条例及び長生郡市広域市町村圏組合水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 1 議案第 1 6 号 長生郡市広域市町村圏組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 2 議案第 1 7 号 長生郡市広域市町村圏組合病院事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 3 議案第 1 8 号 長生郡市広域市町村圏組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 4 議案第 1 9 号 長生郡市広域市町村圏組合病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 5 議案第 2 0 号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 2 6 議案第 2 1 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 2 7 休会の件

○議長（鶴沢清永君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

組合規約第5条第2項の規定により、昨年11月の白子町議会議員選挙に伴い、議長職議員として梅澤哲夫議員が、議会選出議員として酒井良信議員が、また、同じく12月の陸沢町議会議員選挙に伴い、議長職議員として麻生安夫議員が、議会選出議員として小川清隆議員が本組合の議員となりました。今後の御活躍を御期待申し上げます。

次に、報告第1号の専決処分の報告については、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決によって指定された1件100万円以下の損害賠償額の決定及び和解について専決処分した旨、1月19日付で管理者から報告がありました。先般、議案と一緒にお届けさせていただきましたので、御了承願います。

書面による報告は以上であります。

次に、本日定例会に説明員として出席通知のありました者の職・氏名は、お手元に配付してございますので、御了承願います。

また、先ほど議会運営委員会において、教育委員の人事案件については任命したい者の紹介として参考となる資料を配付することと決定いたしました。

なお、本定例会の議案第21号の参考資料については、後ほど休憩中に当局より配付させますので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

午前10時02分開会

○議長（鶴沢清永君） ただいまから、令和6年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は全員であります。よって、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

先ほど議会運営委員会を開き、今定例会の運営等について協議をいただきましたので、その内容について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

岡沢議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（岡沢与志隆君） 議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日午前9時30分から議会運営委員会を開催し、令和6年第1回定例会の日程及び会議の運営方法について協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

お手元に本定例会の議事日程を配付してございますので、御覧いただきたいと思います。

まず、本日の日程について申し上げます。

日程第1といたしまして、「議席の指定」を行います。

日程第2といたしまして、「会議録署名議員の指名」を行います。

日程第3といたしまして、「会期の決定」を行います。この会期でございますが、提案されております議案等の内容から、本日1日から19日までの19日間としたいと思います。また、会期の内容であります。明日2日から18日までは休会とし、19日に本会議をお願いしたいと存じます。

日程第4といたしまして、「常任委員会委員の選任」を行います。

日程第5といたしまして、「議会運営委員会委員の選任」を行い、日程第6から日程第26は議案21件の上程があり、各々説明を受けた後にその審議を行います。このうち議案第5号から議案第8号までの令和6年度各会計予算につきましては、質疑後、所管の委員会に審査を付託し、休会中に審査をお願いいたします。そして、19日の本会議において、委員会報告後、採決するようにお願いいたします。

なお、この令和6年度予算以外の議案につきましては、委員会付託を省略し、質疑後、本日採決するようにお願いいたします。

最後に、日程第27といたしまして、「休会の件」を行います。

次に、19日の日程について申し上げます。

日程第1といたしまして、「付託案件の総括審議」を行います。

日程第2といたしまして、「公立長生病院の経営に関する調査研究特別委員会中間報告の件」を行います。

日程第3といたしまして、「閉会中の所管事務調査申出の件」であります。

以上で全日程が終了となります。

なお、採決の方法は起立によりお願いいたします。

以上が今定例会の運営に関する協議決定事項であります。

議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（鶴沢清永君） 以上で議会運営委員会委員長の報告を終わります。

本日の議事日程は、既にお手元に配付してあります。それにより御了承願います。

それでは、これより日程に基づき議事に入ります。

日程第1「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、本職において指定いたします。

9番に麻生安夫議員、10番に小川清隆議員、13番に梅澤哲夫議員、14番に酒井良信議員を指定いたします。

日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第81条の規定により、本職において指名いたします。

15番柴田孝議員、16番本吉敏子議員の両名を指名いたします。

日程第3「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、今回提出されました議案の内容と議会運営委員会の意向を尊重し、本日から19日までの19日間としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鵜沢清永君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日から19日までの19日間とすることに決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は10時15分といたします。

午前10時07分休憩

午前10時11分再開

○副議長(金坂道人君) 15分という再開時間を通告しましたけれども、皆さんおそろいですので、始めさせていただきます。

諸般の事情により、副議長が進行いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど休憩中に、議長、鵜沢清永君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、「議長辞職の件」を議事日程に追加し、直ちに議題としたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(金坂道人君) 御異議ないものと認めます。

したがって、「議長辞任の件」を議事日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

ここで、地方自治法第117条の規定により、7番鵜沢清永君に暫時退場をお願いいたします。

(鵜沢清永議員暫時退場)

○副議長(金坂道人君) お諮りします。

鵜沢議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(金坂道人君) 異議なしと認めます。

したがって、鵜沢清永君の議長の辞職を許可することに決定をいたしました。

鵜沢清永君の入場を許します。

(鵜沢清永議員入場)

○副議長(金坂道人君) ただいま議長を辞職いたしました鵜沢清永君におかれましては、議長の重責を担い、円滑な議会運営と広域行政の発展のために御尽力をいただきましたことに対しまして、心から感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

ここで、議長を辞職いたしました鵜沢清永君から御挨拶をお願いいたします。

○7番(鵜沢清永君) 皆様のおかげで、各市町村の議員の皆様、そして市町村長の皆様の御協力のおかげで、無事職務を遂行することができました。ありがとうございました。

今後は、一議員としてまたこの会議に参加させていただきますので、何とぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、辞任の挨拶といたします。ありがとうございました。(拍手)

○副議長(金坂道人君) ありがとうございました。

ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。

この際、「議長の選挙」を議事日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(金坂道人君) 異議なしと認めます。

したがって、「議長の選挙」を議事日程に追加し、直ちに議長の選挙を行うことに決定をいたしました。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(金坂道人君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選に決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、本職において指名したいと思います、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(金坂道人君) 異議なしと認めます。

したがって、本職において指名することに決定しました。

議長に11番小倉利一君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました小倉利一君を議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(金坂道人君) 異議なしと認め、したがって、ただいま指名しました小倉利一君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました小倉利一君が議長におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

小倉利一君に当選承諾の御挨拶をお願いいたします。

○議長(小倉利一君) 議員各位の御推挙によりまして、議会議長に就任いたすことになりました長生村の小倉でございます。

議会の円滑な運営に努め、より開かれた議会といたしますように努力いたします決意でございます。皆様方の御指導、御鞭撻をいただきながら務めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。甚だ簡単ではございますけれども、就任の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。(拍手)

○副議長(金坂道人君) ただいま議長が決まりましたので、議長と席を交代させていただきます。

○議長(小倉利一君) 会議を続けます。

日程第4「常任委員会委員の選任」並びに日程第5「議会運営委員会委員の選任」を一括議題といたします。

委員の選任は、議会委員会条例第7条の第1項の規定により、議長において指名します。

総務委員会委員に9番麻生安夫君、13番梅澤哲夫君を、企業委員会委員に10番小川清隆君、

14番酒井良信君を、議会運営委員会委員に10番小川清隆君、14番酒井良信君を指名いたします。
お諮りいたします。

以上のおおりに常任委員会委員及び議会運営委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小倉利一君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおりに選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は10時35分といたします。

なお、総務委員会委員の方は第1研修室へ、企業委員会委員の方は第2研修室へお集まりください。

午前10時19分休憩

午前10時32分再開

○議長(小倉利一君) 時間前ですけれども、おそろいようですので会議を再開したいと思います。

休憩前に引き続き、会議を続けます。

ここで報告いたします。

休憩中、別室において総務委員会が開かれ、空席でありました委員長に鶴沢清永君が選任されました。

また、同じく企業委員会が開かれ、空席でありました委員長に御園生明君が選任されました。

続きまして、会議を続けます。

ここで、管理者から挨拶の申入れがありましたので、これを許します。

管理者、田中豊彦君。

○管理者(田中豊彦君) 令和6年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、時節柄大変お忙しい中、本定例会に御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、日頃より広域行政の推進に御理解、御協力を賜り、心より感謝を申し上げます。次第であります。

さきに開催されました令和6年消防出初め式においては、4年ぶりの開催となりましたが、御多用の中御出席いただきました議員の皆様には、重ねて御礼を申し上げます。

はじめに、1月1日に発生いたしました能登半島地震では、家屋や道路、ライフラインの損壊、また、各種産業にも甚大な被害が生じました。この災害によりお亡くなりになりました方々と被災された皆様方に謹んでお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を衷心よりお祈り申し上げますところでございます。

さて、先ほど議長より御報告がございましたが、白子町議会、睦沢町議会から新たに当組合議員が選出され、白子町からは議長職議員として梅澤哲夫議員、議会選出議員として酒井良信議員が、睦沢町からは議長職議員として麻生安夫議員、議会選出議員として小川清隆議員が就任されました。4名の方々におかれましては、広域行政推進のため御支援、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、組合議員を退任されました田邊明佳議員、中村勇議員におかれましては、広域行政の推進のため多大なる御尽力をいただきましたことに衷心より御礼を申し上げますとともに、今後の一層の御活躍を御祈念申し上げます。

また、先ほどの議長選挙により、新議長に小倉利一議員が就任されました。今後の広域議会の運営に御尽力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ここで、行政報告をさせていただきたいと存じます。

はじめに、環境衛生課の関係でございます。

新最終処分場建設事業については、現地測量等の各種調査が終了し、現在、樹木の伐採や造成工事を行っております。3月からは地盤改良工事に着手する予定であり、適切な施工監理や進捗管理の下、事業を進めてまいりますので、議員各位におかれましては、御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。

また、9月8日の台風に伴い発生いたしました災害廃棄物の処理費については、茂原市、長柄町、長南町の特別負担金として、財源と処理費について9月に専決処分させていただき、直ちに処理を開始させていただきました。

このたび、この処理費に係る負担金の実績に応じた減額を含む補正予算を提案させていただきましたが、国庫補助金に係る査定は今後行われるため、負担金の確定にはしばらく時間を要するものでございます。

次に、公立長生病院の関係ですが、新型コロナやインフルエンザの各感染症については、冬場における感染拡大が懸念されておりましたが、幸い僅かな増加にとどまっている状況でござ

います。今後も感染状況を注視するとともに、公立病院として地域の医療を支え、住民の皆様の生命と健康を守るため、引き続き陽性患者の入院治療や外来診療に注力してまいります。

さて、本定例会におきましては、令和6年度予算をはじめとする21議案の御審議をお願いいたしますが、まず私から、令和6年度広域行政の運営方針と新年度予算の概要を申し上げます。

昨年9月の水害や世界情勢などの影響による、構成市町村の厳しい財政状況を念頭に置きながら、組合事業の将来展望を踏まえ、また、組合設立の本旨を再認識し、緊急性及び優先順位に十分留意して、限られた財源で最大の効果を得られるよう配分し、より一層市町村負担金の抑制に努めた上で、効率的で実効性の高い予算編成といたしました。

はじめに、一般会計予算の概要について申し上げます。

予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ74億7,449万円余を計上いたしました。

新最終処分場建設事業につきましては、土木建築工事及び浸出水処理施設建設工事がそれぞれ契約に至り、令和8年3月の完成を目指して事業を進めてまいります。

消防庁舎の建て替えについては、本予算案で2署のうち1署の建設に係る設計委託などの予算を計上しております。

なお、建替えを計画しております地元に対し説明会を行っているところでございますので、御理解を得られましたならば、計画どおり建替え事業を進めてまいります。

今後も、圏域住民の要望に沿えるよう、救急医療体制の充実をはじめ、一般廃棄物の処理を円滑に進めるとともに、消防業務等の充実にも努めてまいりたいと考えております。

次に、特別会計火葬場・斎場事業費予算について申し上げます。

供用開始から26年目を迎え、施設の老朽化も見られますが、計画的な施設の維持管理を行いながら、引き続き安定した管理運営を図ってまいります。

次に、水道事業会計予算について申し上げます。

令和6年度予算の業務の予定量は、給水戸数約6万5,000戸、給水人口約13万7,000人、年間総給水量を1,904万立方メートルと見込みました。

収益的収支につきましては、収益的収入を50億3,600万円余と見込み、収益的支出を48億200万円余といたしました。

また、資本的収支は、資本的収入を9億9,700万円余とし、資本的支出を22億6,000万円余といたしました。

本圏域内の水道普及率は96パーセントを超えており、圏域住民の生活・各種社会経済活動に欠くことのできない基盤施設として発展、定着しております。

近年では、人口減などを背景に水需要は減少傾向にあり、水道事業の経営は厳しさを増しておりますが、常に安全で安心して使用することのできる水の安定供給に向け、引き続き配水管の耐震化や老朽施設の更新事業を進めてまいります。

次に、病院事業会計予算について申し上げます。

令和6年度予算の業務の予定量は、入院患者数を3万2,000人余、外来患者数を8万3,000人余と見込みました。

収益的収支につきましては、病院事業収益を36億800万円余と、病院事業費用を35億9,600万円余といたしました。

また、資本的収支は、資本的収入を3億6,000万円余とし、資本的支出を4億7,200万円余といたしました。

令和6年度より医師の働き方改革が始まろうとする中、医療を取り巻く環境は、医療人材の不足や物価の高騰をはじめ、依然として厳しい状況が続いておりますが、令和6年度はアクションプランの最終年度にもなることから、一層の経営改善に努めてまいります。

今後とも、圏域内唯一の公立病院としてその役割を果たしていけるよう、議員各位におかれましては引き続き御支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上、新年度予算の概要につきまして御説明を申し上げます。

また、その他の議案につきましては、それぞれ担当から説明をさせますので、議員各位におかれましては、慎重なる御審議をいただき、御可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、議会定例会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（小倉利一君） 御苦労さまでした。

以上で、管理者の挨拶は終わりました。

次に、日程第6「議案第1号令和5年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3号）」、日程第7「議案第2号令和5年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費補正予算（第1号）」、日程第8「議案第3号令和5年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第2号）」、日程第9「議案第4号令和5年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正予算（第2号）」を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉利一君） 異議なしと認め、この4件を一括議題といたします。

はじめに、議案第1号について提案理由の説明を求めます。

渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺裕次郎君） 「議案第1号令和5年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3号）」について御説明申し上げます。

議決事項につきましては、補正予算書の1ページから4ページの第4表地方債補正まででございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条、本案は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億3,196万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億2,686万9,000円にしようとするものでございます。

では、その内容を歳出から御説明申し上げます。13ページをお開きください。

上段の表、職員人件費に係る補正予算給与費明細書の総括でございますが、左から2列目、職員数でございますが、清掃費及び消防費に係る職員が1人ずつ、計2人が自己都合退職しております。

右に移り、報酬でございますが、給与改定により清掃費、消防費及び教育費に係る会計年度任用職員5人の報酬で、52万円余の増。

次に、給料でございますが、清掃費及び消防費に係る職員の退職や休職などにより1,137万円の減。

次に、職員手当でございますが、消防費の時間外勤務手当の実績及び見込みによる増、給与改定による期末勤勉手当の増などにより、431万円余の増を計上いたしました。

次に、共済費でございますが、共済負担金率が見込みより下がったことで、3,207万円余の減となり、人件費合計では3,860万円余の減額をしようとするものでございます。

補正予算給与費明細書の内訳や明細は、13ページ下段から15ページに掲載してございますので、後ほど御確認ください。

また、費目ごとの人件費の増減は、9ページから12ページの歳出、事項別明細で御確認ください。

9ページをお開きください。

2款1項4目諸費、過年度分市町村負担金の精算でございます。

前年度繰越金から、一般廃棄物処理施設建設基金への積立分を除いた5,885万円余を構成市町村に還付しようとするものでございます。

次に、4款2項1目清掃総務費の17節備品購入費でございますが、故障した事務用レーザー

プリンターの更新購入として18万円余を増額しようとするものでございます。

10ページをお開きください。

5目最終処分場費の14節工事請負費で、エコパーク長生の埋立地を囲うフェンスに、大小2か所の管理用門扉の取付工事として119万円余を増額しようとするものでございます。

11ページを御覧ください。

8目温水センター屋外施設費の10節需用費で、テニスコート脇のあずまや屋根の修繕料として16万円余の増、また、17節備品購入費で、スポーツ運動広場に設置しているサッカーゴールネットの更新購入として6万円余を増額しようとするものでございます。

次に、9目災害廃棄物処理費の18節負担金補助及び交付金で、茂原市の仮置場から君津市内の民間最終処分場へ約55トンの災害廃棄物の処分を委託したことに伴う君津市への環境施策協力金として4万円余を増額しようとするものでございます。

次に、10目一般廃棄物処理施設建設基金費の24節積立金で、前年度繰越金のうち、清掃費分全額の2,102万円余と基金運用利子分2万円余を構成市町村の意向により建設基金へ積立てしようとするものでございます。

この補正予算による積立てにより、基金の今年度末の現在高見込みは5億9,057万円余となります。市町村ごとの現在高など、17ページに記載してございますので、後ほど御確認ください。

11ページ、続きまして、5款1項1日常備消防費の26節公課費で、消防車両の更新に係る重量税の予算を3目17節備品購入費から組み替えようとするもので、これは、当初予算では消防車両購入費に重量税も一括計上しておりましたが、消防車両は受注生産で架装及び艀装を行うため、完成まで総重量が確定しないことから、車両購入の契約とは別に支出することとしたことによるものでございます。

12ページをお開きください。

7款1項公債費でございますが、令和4年度の2月補正予算時に、将来負担を抑制するため財源更正を行い、起債額を減額したこと、また、令和4年度借入れの利率が確定したことにより、元金及び利子ともに不用額を減額しようとするものでございます。

その他の歳出補正予算項目につきましては、執行差金、実績及び見込みを精査し、不用額を見込んだ科目についてそれぞれ減額し、また、執行に伴い必要な特定財源の調整をしようとするものでございます。

以上が歳出の概要でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

6 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目 2 節市町村特別負担金でございますが、災害廃棄物の処理実績に基づき、1 億 3,122 万円余を減額しようとするものでございます。

なお、16 ページに 3 市町の補正前と補正後の災害廃棄物処理量や負担金額を掲載してございますので、後ほど御確認ください。

6 ページ、続きまして、3 款 1 項 2 目 1 節消防費補助金で、常備消防車両の高規格救急自動車及び消防ポンプ自動車の財源として、緊急消防援助隊設備整備費事業が採択され、国庫補助金の交付決定があったことから、2,381 万円余を増額し、それに伴い、7 ページでございますが、同財源として当初予算で計上していた 4 款 1 項 1 目 1 節消防費補助金の消防防災施設強化事業補助金 889 万円余を減額し、財源を組み替えようとするものでございます。

また、同消防費県補助金で、千葉県新型コロナウイルス感染症対策事業補助金として 110 万円余を増額しようとするもので、これは、令和 5 年 5 月 8 日から 9 月 30 日までに生じた新型コロナウイルス感染症患者を搬送する消防職員の防護具の整備及び廃棄に要する経費が対象となったものでございます。

次に、4 款 2 項 1 目 1 節消防費負担金で、新型コロナウイルス感染症患者等の移送に関する協定事業負担金として 17 万円余を増額しようとするもので、これは、新型コロナウイルス感染症が令和 5 年 5 月 8 日から 5 類感染症に分類されましたが、それまでの移送件数が負担金の対象となったものでございます。

次に、5 款 1 項 1 目 1 節土地建物貸付収入で、温水センター浴場棟・プール棟の土地建物貸付料 5 万円余を、9 月の水害に伴う 9 月 8 日から 9 日の 2 日間の休業分として、覚書に基づき減免を決定したことにより減額するものでございます。

同 2 目 1 節利子及び配当金で、平成 29 年度に契約締結した汚泥再生処理センター長期包括運営業務委託の契約保証金 1 億 9,100 万円を、安全かつ有利な方法として、令和 5 年 3 月に千葉県公募公債 10 年債を購入し、その利子として 144 万円を増額しようとするものでございます。

8 ページをお開きください。

7 款 2 項 1 目 1 節雑入で、説明欄の下から 2 件目の日野自動車燃費補償金でございますが、令和 2 年度に更新購入した、はしご付消防自動車は、燃費性能の認証不正に係るエンジンを搭載した車両に該当するとして、31 万円余の燃費補償金を受けたものでございます。

次に、8 款 1 項組合債、1 目衛生債及び 2 目消防債は、執行に伴う事業費の確定などによる

1億3,590万円の減額のほか、将来負担を抑制するため、執行差金などで余剰が生じた一般財源1億2,040万円を財源更正し、合わせて2億5,630万円を減額しようとするものでございます。

その他の歳入補正予算項目につきましては、執行に伴う補助金の特定財源の減額、また、実績及び見込みを精査し、増額や不足が見込まれる科目について、それぞれ増減をしようとするものでございます。

以上が歳入の説明でございます。

次に、3ページにお戻りください。

上段の第2表繰越明許費補正の追加でございます。

1件目の2款1項総務管理費の組合管理棟のふれあいホールの照明器具更新で850万円、2件目の4款2項清掃費のごみ処理施設の電気計装設備更新工事で2,750万円及び3件目の5款1項消防費の本部防災広報車購入で498万7,000円は、世界情勢による半導体や電気ケーブル不足により年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費を設定し、令和6年度中の更新等を行おうとするものでございます。

4件目の消防庁舎建設事業の用地費は、地権者との用地交渉と併せ、地元への説明会などを実施しておりますが、年度内の用地取得が完了には至らないと判断し、8,630万1,000円の繰越明許費を設定し、引き続き丁寧な説明を行った中で、令和6年度中の用地取得を行おうとするものでございます。

5件目の白子町の防火水槽撤去工事は、一般競争入札での執行を行いました。が、応札者が1者のみであったことで入札会が中止となり、年度内の完了が見込めないことから、283万8,000円の繰越明許費を設定し、令和6年度中の撤去工事を行おうとするものでございます。

なお、白子町には了承をいただいております。

次に、下段の第3表債務負担行為補正でございますが、新最終処分場の土木建設事業が契約締結に至ったことで事業費が確定したことから、限度額を減額補正しようとするものでございます。

4ページをお開きください。

第4表地方債補正は、歳入でも御説明いたしました、最終処分場施設、常備消防施設及び非常備消防施設整備事業債で、事業費の確定及び将来負担の抑制のための財源更正に伴い、それぞれ起債の限度額を減額しようとするものでございます。

以上、議案第1号について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小倉利一君） 次に、議案第2号について提案理由の説明を求めます。

渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺裕次郎君） 「議案第2号令和5年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

議決事項につきましては、補正予算書の1ページから2ページの第1表歳入歳出予算補正まででございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条、本案は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ818万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,160万3,000円にしようとするものでございます。

その内容を歳出から御説明申し上げます。

4ページをお開きください。

下段の表を御覧ください。

1款1項1目管理費で、職員人件費の1節報酬でございますが、給与改定により会計年度任用職員2人の報酬で14万円余の増、3節職員手当等で、給与改定による期末勤勉手当の増などにより19万円余の増、4節共済費で、共済負担金の減により34万円余の減をしようとするもので、人件費合計では増減はございません。

また、職員人件費の詳細は5ページから7ページの補正予算給与費明細書に記載してございますので、後ほど御確認ください。

4ページ、続きまして1款1項1目管理費の17節備品購入費で、大小式場祭壇購入の執行差金として212万円余を減額しようとするものでございます。

次に、2目諸費は、過年度分市町負担金の精算で、構成3市町へ合わせて1,031万円余を還付しようとするものでございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

同じく4ページ、上段の表を御覧ください。

2款1項1目使用料は、実績及び見込みにより212万円余を減額しようとするものでございます。

次に、3款1項1目繰越金の1節前年度繰越金で、1,031万円余の増額をしようとするもので、歳出で御説明いたしました構成3市町への過年度分負担金精算還付金となるものでございます。

特別会計におきましては、現年度分の市町負担金に増額は生じません。

以上、議案第2号について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（小倉利一君） 次に、議案第3号について、提案理由の説明を求めます。

秋山水道部長。

○水道部長（秋山 忠君） 「議案第3号令和5年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

初めに、第2条業務の予定量ですが、年間総給水量は、無効水量の増加を見込み、3万1,000立方メートル増量し、1,910万1,000立方メートルに改め、1日平均給水量を85立方メートル増量し、5万2,189立方メートルに改めるものです。

次に、第3条収益的収入及び支出です。

17ページをお開きください。

補正予算説明書にて説明させていただきます。

収入の第1款水道事業収益は1,024万1,000円減額し、補正後の予定額を50億7,525万1,000円にしようとするものです。

その内訳ですが、第1項営業収益は、家事用水量の減少を見込み、4,268万1,000円減額し、39億6,234万4,000円にしようとするものです。

第2項営業外収益は、長期前受金戻入が償却対象資産の減少により減となるものの、新規申込み件数が増えたことによる給水申込納付金の増、県補助金内示額の増、漏水事故等による損害賠償保険金収入の増加による雑収益の増などを見込み、3,244万円増額し11億1,290万7,000円にしようとするものです。

18ページをお開きください。

次に、支出の第1款水道事業費用ですが、3,676万円減額し、補正後の予定額を47億9,325万4,000円にしようとするものです。

その内訳ですが、第1項営業費用は、2目配水及び給水費で、関東天然ガス開発の送水管移設に係る補償費を計上したことによる増加があるものの、職員の異動等による人件費の減に加え、国の電力・ガス価格激変緩和措置が講じられたことによる電気料金の減などにより6,217万1,000円減額し、45億7,308万9,000円にしようとするものです。

19ページを御覧ください。

下段の第2項営業外費用は、費用の減少に伴い、納付する消費税及び地方消費税が増加する

ことにより、2,541万1,000円増額し、2億1,016万5,000円にしようとするものです。

20ページをお開きください。

第4条資本的収入及び支出です。

収入の第1款資本的収入は、1億3,987万4,000円減額し、補正後の予定額を9億8,559万6,000円にしようとするものです。

その内訳ですが、第2項国庫補助金は、交付金額の配分を有利にするため、令和6年度に実施予定の交付金事業を令和5年度へ前倒しすることにより、5,967万6,000円増額し、1億2,497万1,000円にしようとするものです。

第3項負担金は、新規開発の減少を見込んだことに加え、一宮川河川改修事業など他事業に起因する負担金工事の収入が減となり、1億9,955万円減額し、1億8,462万5,000円にしようとするものです。

下段の表を御覧ください。

支出の第1款資本的支出は、5,988万6,000円増額し、補正後の予定額を26億6,188万8,000円にしようとするものです。

内訳ですが、第1項建設改良費は、職員の異動等による人件費の増に加え、先ほど国庫補助金で御説明しました交付金事業を前倒しし今回の補正予算に計上したことにより、3,902万4,000円増額し、17億1,433万3,000円にしようとするものです。

21ページを御覧ください。

第2項企業債償還金でございます。

企業債償還金については、借入条件の変更により2,086万2,000円増額し、8億4,755万5,000円にしようとするものです。

ここで、2ページの第4条にお戻りください。

このことにより、資本的収入及び支出は、予算第4条本文括弧書きについて、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を16億7,629万2,000円に改め、補てん財源を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億1,946万2,000円、当年度分損益勘定留保資金7億5,310万5,000円及び建設改良積立金8億372万5,000円で補てんをすることに改めるものです。

最後に、第5条議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。

職員給与費は、給与改定及び人事異動により974万6,000円減額し、4億4,050万円とするものです。

以上、令和5年度水道事業会計補正予算（第2号）の説明を申し上げます。よろしく御審

議の上、御可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（小倉利一君） 次に、議案第4号について提案理由の説明を求めます。

柴崎病院事務部長。

○公立長生病院事務部長（柴崎 勲君） 「議案第4号令和5年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

病院事業会計の補正予算書の1ページを御覧ください。

はじめに、第2条業務の予定量でございますが、（2）年間患者数は、本年度11月までの実績及び今後の見込みにより、入院患者数を年間2,928人、1日平均で8人減の2万9,280人、外来患者数を年間2,440人、1日平均で10人減の8万2,960人に補正しようとするものでございます。

入院患者数が減となった主な要因は、新型コロナ陽性患者の病床確保や5類移行後も一定期間C5病棟を休床していたことによるもので、外来患者数が減となった主な要因は、本年度5月で皮膚科医師が退職したことや、新型コロナ5類移行に伴い、発熱外来の予約枠を縮小したことによるものです。

次に、第3条収益的収入及び支出でございますが、17ページの補正予算説明書にて御説明いたします。

17ページをお開きください。

収入でございますが、1款病院事業収益は、既決予定額に1億1,074万円を減額し、33億8,218万7,000円にしようとするものでございます。

内訳でございますが、1項医業収益は、既決予定額から1億6,582万4,000円減額し、26億7,393万6,000円にしようとするもので、そのうち1目入院収益は、入院患者数の減により1億3,761万6,000円を減額し、13億7,616万円にしようとするものでございます。

2項外来収益は、外来患者数の減により2,830万4,000円を減額し、9億6,233万6,000円にしようとするものでございます。

3目その他医業収益は、9万6,000円を増額し、1億7,068万2,000円にしようとするもので、人間ドックや個室使用の増などによるものでございます。

2項医業外収益は、既決予定額に1,318万2,000円を増額し、6億6,634万8,000円にしようとするものでございます。そのうち3目補助金は、医師確保費用等に係る国保特別調整交付金及び千葉県物価高騰対策に係る補助金等の増によるもので、1,316万5,000円を増額し、2,230万3,000円とするものでございます。

3 項特別利益は、新型コロナウイルス感染症陽性患者の病床確保に係る支援事業補助金などによる利益で、4,190万3,000円にしようとするものでございます。

次に、18 ページをお開きください。

支出でございますが、1 款病院事業費用は、既決予定額から1 億1,074万円を減額し、33億7,013万6,000円にしようとするものでございます。

内訳でございますが、1 項医業費用は、1 億904万1,000円を減額し、33億410万6,000円にしようとするもので、そのうち、1 目給与費は、当初予算に計上していた手当の減などにより6,361万8,000円を減額し、20億5,721万8,000円にしようとするものでございます。

2 目材料費は、発熱外来用検査キット等、診療材料の増により384万6,000円を増額し、5 億3,621万4,000円にしようとするものでございます。

3 目経費は、3,381万1,000円を減額し、5 億1,404万1,000円にしようとするものでございます。

減額となった主な要因は、C 5 病棟を一定期間休床としていたことなどから、光熱水費の減などによるもの及び入院患者の減による給食業務委託料の減などによるものでございます。

4 目減価償却費は、償却対象資産の減により1,395万8,000円を減額するものでございます。

6 目研究研修費は、オンライン研修等に伴う出張旅費の減などにより、150万円を減額するものでございます。

2 項医業外費用は、169万9,000円を減額し、6,602万9,000円にしようとするもので、主に3 目消費税及び地方消費税の減によるものでございます。

以上、病院事業収益及び病院事業費用ともに同額をマイナス補正としたため、当期純損益は当初予算と同額の1,205万1,000円の純利益としております。

ここで、2 ページにお戻りください。

第4 条資本的収入及び支出でございますが、予算第4 条本文括弧書きを、資本的収入が資本的支出額に対し不足する額3,615万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額123万8,000円、過年度分損益勘定留保資金3,491万7,000円で補てんするものとするに改め、資本的支出の予定額を補正するものでございます。

資本的収入に増減はなく、資本的支出でございますが、1 款資本的支出を既決予定額から3,157万9,000円を減額し、3 億1,325万2,000円にしようとするものでございます。

補正の主な内容でございますが、第2 項企業債償還金は、令和4 年度借入分の企業債元金償還金の減により3,037万9,000円を減額するものでございます。

3項投資は、看護学生の就学資金貸付申込者の実績により、1名分の120万円を減額しようとするものでございます。

第5条議会の議決を経なければ流用することができない経費でございますが、第3条で御説明いたしました医業費用の給与費の減額に伴い、予算第8条に定めた経費の(1)職員給与費を20億5,721万8,000円に改め、第6条たな卸資産購入限度額につきましても、医業費用の材料費の増額に伴い、予算第9条に定めた、たな卸資産の購入限度額を5億3,621万4,000円に改めるものでございます。

以上、「議案第4号令和5年度病院事業会計補正予算(第2号)」について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小倉利一君) 以上で説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小倉利一君) 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑に入ります。

最初に、議案第1号についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小倉利一君) なければ質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(小倉利一君) なければ討論を終結します。

次に、議案第2号について質疑を許します。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小倉利一君) なければ質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小倉利一君） なければ討論を終結します。

次に、議案第3号について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉利一君） なければ質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉利一君） なければ討論を終結します。

次に、議案第4号についての質疑を許します。

5番ますだよしお君。

○5番（ますだよしお君） 私が広域にお世話になって二十数年になるんですが、病院会計はいつも年度末になると減額補正です。ということは、当初の予算編成するときの数字がちょっと甘いんじゃないかなと思うんですね。それで、実は私が企業委員会にいるときに、ちょうどあのときは所管の副管理者が林和雄さんだったのかな。ちょっとおかしいんじゃないですかと発言させていただいたことがあるんですけども、そのときの答弁が、希望的数字が入っているからこうなるという、もうそれ以上の質問ができないような答弁だったんですね。

それで、やっぱり企業として見た場合、組んだ予算どおりに収まっていくのが正確な予算だと思っているんです、私は。ですから、毎年毎年、年度末になって減額するというのは少しおかしいと思うもので、これはもう次の予算も決まっているから、どうのこうのじゃないんですが、そういうような目線で予算編成していただきたいと思います。

極端なこと言うと、これ民間で1億も売上げ減ったら大変な話でしょう。だから、その辺をもう少し精査して、予算組むときに年度末に減額にならないような方法を取っていただきたいと思います。たしか途中で増額するんだよね、いつもね。議長、いいよ、答弁したってまた同じ答弁だと思うから。予算編成のときに、今までだと途中で金が足りないようになって補正で増やして、それで年度末減額しているんですね。だから、そのやり方というのもおかしいと思っているんですよ、俺。でも、最初に予算組んで、途中で、よっぽど事情があれば別ですよ。何々で補正組んで、増額補正してまた年度末で減額補正というのは、何か子供相手にちょろまかしているような話ですよ、本当のことを言うと。その辺を考慮しながら、これからやっていたいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。いいですよ、答弁。

○議長（小倉利一君） 答弁よろしいですか。

5 番ますだ君の要望に十分考慮していただきたいと思います。

○5 番（ますだよしお君） あればいいですよ。事務局とか。ないよね、別に。

○議長（小倉利一君） 答弁しますか。

柴崎病院事務部長。

○公立長生病院事務部長（柴崎 勲君） 御質問ありがとうございます。

一応、病院事業会計は決算主義ですので、予算で入院患者数を今年度は1日平均の患者数を88人と見込んで収益等を立てております。前年度、前々年度につきましては、コロナの補助金等もありまして黒字となっておりますが、今年度も黒字の予算を立てておりますけれども、やはり88人の目標を立てて、それに入院患者を、それを平均で超えるぐらい入れて収入を増やしていかなくちゃいけないという目標の下、経営はしておりますが、コロナの病棟をやっていたり、途中でクラスターが2回3回と起きたことによって、その都度入院患者数を減らしたりして収益が落ちたりということで、今年度についてはちょっとそういったイレギュラーが発生して減額になったりということがございます。

ただし、議員のおっしゃるように、なるべく現実的な数値を予算化していかなければいけないとは思っております。また、今後、設定した目標値に対して病院の職員がしっかり収益を上げられるように努力していかなければいけないとも同時に考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小倉利一君） 5 番ますだ君、再質問ありますか。

5 番ますだ君。

○5 番（ますだよしお君） ちょっとやっぱり民間と物事の考えが違うんですよ。その希望、要するに希望の入院患者あるいは患者数から予算組んでいると言ったけれども、それじゃ実務的に事業として見たときにおかしいんじゃないですかというのが私なんです。営業というかな、目標と予算は全然別のものですよ。今、柴崎部長言われたのは、結局、目標は予算化されているんですよという話ですよ、話としては。そうじゃなくて、事業というのはこれだけの売上げだから今年度はこうなんだよというので予算化するのが本当の事業であって、それを希望的数字は事業計画の方ですよ。だから、予算と事業計画をごんじゃがらっぺにしているのが今の長生病院なんです、私に言わせれば。私は二十何年前から同じことを言っているんですよ。

だから、私が言うのは、予算は予算でびっちりやって、事業計画は事業計画で今年は、例えばですよ、今回は減らしたのかな。2,000人くらい減っているんだよね、多分6年度はね。だ

から、それはいいですけども、要するにこここのところで差額が出るというのはおかしいのであって、ただ、事業計画に立てたんですけども、それには到達しませんでしたとか何とかというのはいいですよ。でも、それを予算で組んでいくというのは、違うんじゃないですかということをお私言っているんです。言っている意味分かりますか。

そうすると、じゃ希望的数字が入っているというのは、もう二十年前の林さんの答弁と同じですよ。だから、事業計画は事業計画で希望的数字を入れて計画を立ててくださいよ。しかし、実務として、予算というのはそういうものじゃないでしょう。各参加している1市1村5町だって、そのために振り回されるわけでしょう。それは、私はちょっと違うと思いますよ。だから、事業計画とその予算というのは別物だということを考えていただきたいと思います。今言っているのは、予算も事業計画も一緒だから、こうやって乖離していくわけですよ、数字が。そうじゃなくて、予算は予算できっちり数字はつくと。それで事業計画はこういうわけこういうふうにして事業を拡大していく。あるいはコロナの関係でこうだということを加味した事業計画を作ればいいいわけで、それを予算で1本でやろうということがそもそも無理だと思います。

私が民間だから民間の話で大変申し訳ないんですけども、それを二十年間やっていますよ、正直。一つも変わっていない。長生病院の。その辺を、来年度はもうできているからいいんですけども、再来年からは加味して、予算は予算、事業計画は事業計画で二本立てでいっていただきたいというのが私の希望です。答弁はいいです。よろしくお願いします。

○議長（小倉利一君） ほかにございますか。

6番常泉健一君。

○6番（常泉健一君） 先ほどの事務局の説明で、年間患者数の入院が3万2,000人余と、外来が8万5,400と、こういうようなことの中で、三角の減が生じていますよね、両方とも。その理由がちょっと聞き逃したかと思うんだけど、要は概算として入院については1日平均8人減を見込んでいます。それで、外来については10人減を見込んでいます。その後は、何か皮膚科のドクターが退職された。こういうお話でした。この辺のドクターが退職したからこの減を見込んだのかとか、要は減が、患者の数が減っていくということは、歳入が減っていくわけですよ、簡単に言うと。

ですから、やっぱり利益を生むためには患者増を図るのが、これ基本だと思う。その辺の考え方、この減の理由をちょっと教えていただけますか。

○議長（小倉利一君） 6番常泉君の質疑に対する当局の答弁を求めます。

柴崎病院事務部長。

○公立長生病院事務部長（柴崎 勲君） 常泉議員の御質問に対して御答弁させていただきます。

外来患者数の減につきましては、予算を策定時点では皮膚科医の退職というのは話がなかったので、予算でそれまでの皮膚科の外来患者数も見込んでおりましたが、その後、退職するという意向が示されて、皮膚科のドクターは1人でしたので、その分ごっそり皮膚科の患者数は減ってしまったということで、その辺は減になるというところですよ。

外来の患者数についてはそうですし、入院患者数の減については、先ほどもお話ししましたように、5類移行後もコロナの入院患者さんは当院の5階で入院治療を行ってございまして、何度かクラスターが発生して患者数が減になったと、そういった事情がございまして、減になったというところでございます。

以上です。

○議長（小倉利一君） 6番常泉君、再質問ございますか。

6番常泉君。

○6番（常泉健一君） 分かりました。そういう中で、ドクターが1人減るとこういう現象が起きるんだと、こういうことですよ。であるならば、何としてもドクターの補充というか、お願いを、増を図るとするのが基本になるわけですよ。そういう中で、当局としたら鋭意努力されておられると思うんですが、その辺の見通しというのはどういうふうにお考えですかね。

○議長（小倉利一君） ただいまの質疑に対する当局の答弁を求めます。

柴崎病院事務部長。

○公立長生病院事務部長（柴崎 勲君） 医師確保につきましては、医師紹介業者や千葉大学の方にも頻繁に通って医師の派遣をお願いしているところです。帝京大学の方にも何度もお伺いをお願いしてございまして、来年度、この4月からは、帝京大学から泌尿器科のドクターが1名来ていただけるということと、地域枠で医師少数地域に来なければいけないという条件がある、卒業後9年間は奨学金をもらったので医師少数地域で働かなくちゃいけないというドクターがございまして、そのドクターも泌尿器科なので、今、君津中央病院にいるんですけども、その先生が4月に来てくれて、泌尿器科は今2名体制で、この3月で1名市内に開業されるので泌尿器科が1名となるところでしたが、新たに2名の泌尿器科医を確保できましたので、4月からは3名体制の泌尿器科ということになるということです。

外科についても、以前は1名でしたが、現在は3名体制で手術や救急をコンスタントに実施しているところです。この7月以降はさらにもう1名増やしていただくように大学に通ってお願いしているところでございます。そういったところで、以前の桐谷先生が体調悪くて今年度

は完全に退職されて、週2日の非常勤になっているというところもありますので、その辺、内科の医師の確保に今後また力を入れていきたいと思っております。

また、麻酔科のドクターについて、現在は非常勤の先生に来ていただいて、手術の麻酔をやっておりますが、常勤の麻酔医を確保しようということで、医師紹介業者を通じて昨日とその前3日間、3人の麻酔科の先生を面接したところで、その先生がどなたか来ていただければ、4月から麻酔医の常勤が確保できるというところで、なかなか千葉市より南の方に来てくれる先生が少なく、医師確保には苦慮しておりますが、今後もいろいろな方法で医師確保に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小倉利一君） 6番常泉君、再々質問ございますか。

○6番（常泉健一君） 結構です。

○議長（小倉利一君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉利一君） ないようですので、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉利一君） なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

採決は議案ごとに行います。

まず、「議案第1号令和5年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3号）」について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小倉利一君） 起立全員。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号の採決をしますが、この採決には組合同約第8条の2が適用されます。

採決をします。

「令和5年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費補正予算（第1号）」について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小倉利一君） 起立全員。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、「議案第3号令和5年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第2号）」について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小倉利一君） 起立全員。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

最後に、「議案第4号令和5年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正予算（第2号）」について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小倉利一君） 起立全員。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10「議案第5号令和6年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計予算」、日程第11「議案第6号令和6年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費予算」、日程第12「議案第7号令和6年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計予算」、日程第13「議案第8号令和6年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計予算」を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉利一君） 御異議なしと認め、この4件を一括議題といたします。

はじめに、議案第5号について、提案理由の説明を求めます。

渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺裕次郎君） 「議案第5号令和6年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計予算」につきまして御説明申し上げます。

本案の議決事項につきましては、予算書の3ページから6ページの第4表負担金負担割まででございます。

予算書の3ページをお開きください。

第1条予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ74億7,449万7,000円に定めようとするものでございます。

それでは、まず歳出の人件費から御説明いたします。

予算書の31ページをお開きください。予算書の31ページをお願いいたします。

給与費明細書、特別職の前年度比較の表でございます。

左側、区分の下段、比較、その他の特別職の職員数では、夜間急病診療所の医師で2人、消防団員で53人、計55人の減を見込みましたが、報酬では消防団員の階級で団員から分団長までの年額報酬を国の定める標準額まで引き上げたこと、また、出動に対する手当を旅費の費用弁償として計上しておりましたが、国の基準に合わせ、報酬に計上を変更したことで、2,577万円余の増となったものでございます。

なお、消防団員の年額報酬につきましては、構成市町村に対し実績に応じた普通交付税及び特別交付税措置が講じられるものでございます。

32ページをお開きください。

続きまして、一般職の給与費明細書前年度比較でございます。

上段の表を御覧ください。右側の備考欄に職員数の内訳を記載してございます。

続きまして、左から3列目、報酬でございますが、会計年度任用職員に対するもので、2人減となったものの、給与改定により85万円余の増。

次に、給料でございますが、常勤職員は2人減となったものの、再任用職員が6人の増、また給与改定により761万円の増。

次に、職員手当でございますが、まず、退職手当負担金で、退職手当制度を共同処理する千葉県総合事務組合が、負担金の算定方法を定年延長の開始に伴いこれまでの定年退職予定者数での算定方法から自己都合退職者も加味した算定方法に変更したことや、本組合の退職手当基金積立額が余剰となり、令和5年度までの10年間で負担金の減額措置が行われていたこともあり、退職手当負担金が1億839万円余の増。

また、時間外勤務手当及び休日勤務手当で、常備消防職員などの支給実績により1,100万円の増を見込んだこと、期末勤勉手当で支給月数の引上げにより1,266万円の増、職員手当合計では、1億2,556万円余の増となったものでございます。

次に、共済費でございますが、再任用職員数の増、また、会計年度任用職員へ勤勉手当を支給する制度改正により429万円余の増、職員人件費合計では、1億3,832万円余の増となったものでございます。

その他の予算の概要につきましては、別冊の資料として配付しております、予算（案）の概要、こちらにより御説明申し上げます。予算（案）の概要を御用意ください。

予算（案）の概要、7ページをお開きください。予算（案）の概要、7ページでございます。

上段の表、歳出、性質別でございます。表の一番下の行、合計は前年度と比べ、6億1,313

万5,000円、8.9パーセントの増となりました。

予算合計が増額となった主な要因といたしまして、先ほど御説明いたしました人件費のほか、表の中段あたり、補助費等でございますが、前年度比で5,102万円の増となりました。

増額となった主な要因は、ちば消防共同指令センター指令システム全体更新事業負担金で、6,649万円余の増によるものでございます。

次に、普通建設事業費でございますが、前年度比で4億6,600万円余の増となりました。

増額となった主な要因は、新最終処分場建設事業が本体工事の2年目となり、事業費が4億6,551万円余の増。令和5年度から事業を着手している消防庁舎2署の建替え事業で、1署分の建設設計及び構造計算と用地の地質調査委託料の計上。また、西消防署用地は、昨年まで水稲作を行っていた農地であることから、造成工事費を計上したことで、合わせて9,971万円余の増となったことなどによるものでございます。

次に、災害復旧事業費でございますが、2,244万円の皆増となりました。これは、令和5年9月の台風第13号接近に伴う大雨による一宮川及び鶴枝川の氾濫により、ごみ処理場のエレベーター棟が止水板を超え浸水したことでエレベーターが故障し、ごみ処理用の薬品の運搬などに支障を来しているため、復旧しようとするものでございます。

3ページをお開きください。

続きまして、歳出の目的別でございます。

まず、1款議会費でございますが、議員報酬のほか、議会運営に関する各種経費で、予算額は210万9,000円を計上し、前年度比では1万円余の減となりました。

減額となった主な要因は、通信運搬費が実績に基づき1万円余の減となったことによるものでございます。

次に、2款総務費でございますが、職員15人分の人件費のほか、総務管理に関する各種経費で、予算額は1億9,129万8,000円を計上し、前年度比では1,207万円余の増となりました。

増額となった主な要因は、人件費の増のほか、老朽化した組合管理棟の空調設備などの更新による工事請負費で253万円余の増。また、組合管理棟の水害時の止水対策として、正面玄関の止水板購入費で備品購入費が95万円余を計上したことによるものでございます。

次に、3款民生費でございますが、介護認定審査会及び障害支援区分認定審査会の委員報酬、また、職員3名の人件費のほか、各審査会開催に関する各種経費で、予算額は4,861万5,000円を計上し、前年度比では245万円余の減となりました。

減額となった主な要因は、1項1目介護認定審査会費で、人事異動に伴う人件費で278万円

余の減によるものでございます。

次に、4款1項保健衛生費でございますが、職員6人分の人件費のほか、夜間待機施設業務委託や休日在宅当番医制業務委託など、地域医療の整備に関する各種経費、また、夜間急病診療所の医師及び看護師などの報酬のほか、夜間急病診療所の運営及び維持管理に関する各種経費で、予算額は3億231万6,000円を計上し、前年度比では406万円余の減となりました。

減となった主な要因は、2目夜間急病診療費において、実績に基づき医薬材料費で90万円の減を見込んだこと、また、診療所の補修工事の内容の違いにより工事請負費が383万円余の減となったことによるものでございます。

次に、4款2項清掃費でございますが、職員23人分の人件費のほか、一般廃棄物の各処理施設及び関連施設の運営及び維持管理に関する各種経費、また、新最終処分場建設に関する事業費で、予算額は33億4,881万2,000円を計上し、前年度比では3億383万円余の増となりました。

増額となった主な要因は、人件費の増のほか、7目新最終処分場建設費で、債務負担行為を設定している土木建築工事、浸出水処理施設建設工事及び工事監理委託が契約に至ったことに伴い、当該年度事業費を計上したことによるもので、4億3,246万円余の増となったことによるものでございます。

また、4目不燃物処理費では、老朽化したマニピュレーター付き油圧ショベルの更新をリースでの借り上げ料として180万円余を予算計上しております。

マニピュレーター付き油圧ショベルは、粗大ごみ処理施設において処理不適合物などの分別作業に用いている重機で、ごみ処理場の供用開始から26年以上使用しており、既にメーカーからの修理部品の供給が終了していることから、故障による粗大ごみ処理の長期停滞リスクを回避するため、更新しようとするものでございます。

なお、更新計画を2年前倒ししての更新であること、また、ごみ処理場で使用する重機には適債性がないことから、負担金の平準化を考慮し、備品としては購入せず、リースでの借り上げとし、5年後に残価で購入することで、総額1,961万円余を見込んでおります。

次に、6目資源化推進費では、更新計画に基づき、老朽化したフォークリフトの更新購入費として187万円を計上いたしました。

なお、現在使用しているフォークリフトは電動式で、資源ごみとしてバール化したペットボトルやリターナブル瓶の運搬及び積み込みに使用しておりますが、購入してから19年が経過し、車体や充電電池の経年劣化により稼働時間が著しく短いなど、業務に支障を来しており、また、充電電池の交換には約140万円を要することから、エンジン式のフォークリフトへ更新しようとする

するものでございます。

次に、5款消防費でございますが、常備消防に係る職員250人、また、消防団員1,287人分の人件費のほか、常備消防及び非常備消防の施設整備及び運営に関する各種経費で、予算額は29億6,464万4,000円を計上し、前年度比では3億1,474万円余の増となりました。

増額となった主な要因は、1目常備消防費、2目非常備消防費の人件費の増のほか、3目常備消防施設費で、消防車両の更新車種の違いによる備品購入費で7,136万円余の増。また、ちば消防共同指令センター指令システムの全体更新事業及び千葉県防災行政無線設備の再整備に係る負担金として、7,546万円を計上したことによるものでございます。

なお、4目非常備消防施設費につきましては、構成市町村からの要望事業を特別負担金で行うもので、9ページに市町村ごとの要望事業及び財源の一覧を添付してございますので、後ほど御覧ください。

次に、6款教育費でございますが、職員3人分の人件費のほか、視聴覚機器、学校教育及び社会教育用視聴覚教材の整備及び管理などを行う視聴覚教材センター運営に関する各種経費で、予算額は1,968万8,000円を計上し、前年度比では64万円余の増となりました。

増額となった主な要因は、人件費の増のほか、教員のICTの資質向上に資するための研修により、委託料が73万円余の増となったことによるものでございます。

次に7款公債費でございますが、予算額は5億7,701万5,000円を計上し、前年度比では1,163万円余の減となりました。

減額となった主な要因は、ちば消防共同指令センター及び消防救急無線整備事業負担金、また、消防本部及び中央消防署耐震補強工事の財源として、平成23年度の借入れ、また、ちば消防共同指令センターの部分更新負担金の財源として、平成30年度に借り入れた常備消防施設整備事業債の償還終了によるものでございます。

最後に、8款予備費でございますが、前年度同額の予算額2,000万円を計上いたしました。

以上が歳出の概要でございます。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

上段の歳入の表を御覧ください。まず、2款使用料及び手数料から御説明いたします。

予算額は7億8,807万1,000円を計上し、前年度比では1,405万円余の減となりました。

減額となった主な要因は、実績に基づき夜間急病診療所の診療使用料で140万円の減、また、一般廃棄物収集処理手数料で1,224万円の減を、それぞれ見込んだことによるものでござい

す。

次に、3款国庫支出金でございますが、予算額は4億1,606万1,000円を計上し、前年度比では1億7,676万円余の増となりました。

増額となった要因は、新最終処分場建設事業の進捗による交付対象事業費の増に伴い、循環型社会形成推進交付金が増となったことによるものでございます。

次に、4款県支出金でございますが、予算額は2,355万9,000円を計上し、前年度比では149万円余の増となりました。

増額となった主な要因は、常備消防車両で1台、消防団車両で2台の更新の増に伴い、消防防災施設強化事業補助金が148万円余の増となったことによるものでございます。

次に、5款財産収入でございますが、予算額は1,449万9,000円を計上し、前年度比では147万円余の増となりました。

増額となった主な要因は、保有する千葉県公募公債10年債の利子により144万円の増となったことによるものでございます。

次に、6款繰越金でございますが、前年度同様の予算額2,000万円を計上いたしました。

次に、7款諸収入でございますが、予算額は1億576万8,000円を計上し、前年度比では300万円余の減となりました。

減額となった主な要因は、ごみの減量及び金属など、ごみ資源化物の売却単価の値下がりにより、ごみ資源化物売却代で1,403万円の減を見込んだことによるものでございます。

次に、8款組合債でございますが、予算額は11億1,550万円を計上し、前年度比では3億4,110万円の増となりました。

増額となった主な要因は、新最終処分場建設事業の進捗により、組合債対象事業費の増に伴い、最終処分場施設整備事業債で1億8,170万円の増、消防車両整備事業で更新車両の1台の増、ちば消防共同指令センター指令システム全体更新事業など常備消防施設整備事業債で1億4,140万円の増によるものでございます。

最後に、1款分担金及び負担金の市町村負担金でございますが、予算額は49億9,103万9,000円、前年度比では1億936万円余の増となりました。

増額となった主な要因は、消防団員報酬の引上げや退職手当負担金の増などによる人件費で、1億6,347万円余の増となったことによるものでございます。

以上が歳入の概要でございます。

続きまして、予算書にお戻りいただき、5ページをお開きください。予算書の5ページをお

願いたします。

上段の第2表債務負担行為について御説明申し上げます。

2件とも、ごみ焼却施設の高圧受電設備に係るもので、1件目は電力用変圧器更新工事で、期間を令和7年度まで、限度額を4,141万5,000円、2件目は保護継電器更新工事で、期間を令和7年度から令和8年度まで、限度額を640万2,000円の債務負担行為をそれぞれ設定しようとするものでございます。

単年度で完了が見込めない理由でございますが、世界情勢などによる半導体不足などによるもので、1件目の電力用変圧器が製作に10か月程度、2件目の保護継電器は製作に2年程度かかる見込みであり、例年10月にごみ焼却施設を全停止して行う点検に併せ、計画的に更新工事を実施しようとするものでございます。

続きまして、下段の第3表地方債について御説明を申し上げます。

本表は、最終処分場施設整備事業債、常備消防施設整備事業債、非常備消防施設整備事業債について、表のとおり限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めようとするものでございます。

6ページをお開きください。

第4表負担金負担割でございますが、各費目の市町村負担割合を本表のとおり定めようとするものでございます。

なお、消防費の非常備消防費の割合において、消防団員の年額報酬の令和6年度引上げ分にあつては、市町村ごとの消防団員実数に年額報酬引上げ分のみの金額を乗じたものを別に算出し、それぞれの市町村で負担すること。消防団員の出勤報酬にあつては、非常備消防費の負担金負担割で算出し、市町村ごとの決算で引上げ分のみ負担金の精算を行うものとする事として、この2点について構成市町村が協議の上、合意したものでございます。

また、令和7年度以降は、消防団員報酬について全額を市町村ごとの消防団員実数に応じ負担することについても、合意がなされております。

以上、議案第5号について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小倉利一君）　ここで暫時休憩いたします。

再開は午後1時15分、13時15分を予定いたします。

午後0時12分休憩

午後1時12分再開

○議長（小倉利一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第6号について、提案理由の説明を求めます。

渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺裕次郎君） 「議案第6号令和6年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費予算」について御説明申し上げます。

本案の議決項目につきましては、予算書の61ページから62ページの第2表、負担金負担割まででございます。

予算書の61ページをお開きください。

第1条予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ1億8,212万3,000円に定めようとするものでございます。本特別会計は、職員8人分の人件費のほか、火葬業務及び聖苑の管理運営に関する各種経費でございます。

予算の概要につきましては、別冊の予算（案）の概要により説明申し上げます。

別冊、予算（案）の概要、16ページをお開きください。

上段の表、歳出の性質別でございます。表の一番下の行、合計は、前年度と比べ129万5,000円、0.7パーセントの減となりました。予算合計が減額となった主な要因といたしましては、普通建設事業費でございますが、前年度比で1,287万円余の減となりました。減額となった主な要因は、令和5年度に大小式場の祭壇購入費を計上していたことから、購入備品の違いにより、1,217万円余の減となったことによるものでございます。

なお、本予算案において、備品購入費で長南聖苑の式場及びエントランスホールなど、高所での照明器具交換時に必要な油圧電動リフトの更新購入費として、140万円余を計上いたしました。油圧電動リフトは、使用頻度は高くないものの長南聖苑の性質上、照明が切れた場合、即時の交換が必要であり、現在の油圧電動リフトは聖苑の建設時から25年以上使用し、修繕部品の供給が終了しているものもあることから、更新しようとするものでございます。

その他の主な性質別区分でございますが、人件費は、前年度比で285万円余の増となりました。増額となった主な要因は、一般会計同様に給与改定、期末勤勉手当及び退職手当負担金などの増によるものでございます。

次に、物件費でございますが、前年度比で430万円余の増となりました。増額となった主な

要因は、実績に基づき、光熱水費で216万円の増を見込んだこと、また、国交省令で5年に1度の点検が義務づけられている進入路のトンネル点検委託料として、256万円余を計上したことによるものでございます。

次に、維持補修費でございますが、前年度比で441万円余の増となりました。増額となった主な要因は、電気設備の法定年次点検で経年劣化による電気事故のおそれの指摘のあった引込み高圧ケーブル及び漏電遮断器更新工事請負費で、1,157万円余を計上したことによるものでございます。

以上が歳出の概要でございます。

15ページにお戻りください。

次に、歳入について御説明いたします。

上段の表を御覧ください。

まず、2款使用料及び手数料から御説明申し上げます。

予算額は4,930万4,000円を計上し、前年度比では231万円余の増となりました。増額となった主な要因は、聖苑使用料で311万円余の増を実績に基づき見込んだことによるものでございます。

なお、令和5年度の2月補正予算では、実績及び見込みにより減額補正を行っておりますが、これは予算編成時期が異なり、その時点での実績及び見込みに差異が生じたもので、令和6年度につきましても、最終補正予算時に改めて判断を行うものでございます。

次に、3款繰越金は、前年度同額の予算額100万円を計上いたしました。

次に、4款諸収入でございますが、予算額は9万2,000円を計上し、前年度比では6,000円の増となりました。増額となった要因は、自動販売機の管理手数料で1万円余の増を実績に基づき見込んだことによるものでございます。

最後に、1款分担金及び負担金の市町負担金でございますが、予算額は1億3,172万7,000円、前年度比では361万円余の減となりました。減額となった主な要因は、購入備品の違いなどによる普通建設事業費で1,287万円余が減となったことによるものでございます。

以上が歳入の概要でございます。

予算書にお戻りいただき、62ページをお開きください。予算書の62ページでございます。

下段の第2表、負担金負担割につきまして、本表のとおり定めようとするものでございます。

以上、議案第6号について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小倉利一君） 次に、議案第7号について、提案理由の説明を求めます。

秋山水道部長。

○水道部長（秋山 忠君） 「議案第7号令和6年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計予算」につきまして御説明申し上げます。

予算（案）の概要書にて説明させていただきます。

概要書の18ページをお開きください。

まず、上段の表にあります業務量の見込みについて説明いたします。

1. 給水世帯数については、前年度に比べ388世帯、0.6パーセント増の6万5,157世帯とし、
2. 給水人口については、圏域内の人口が減少傾向にあることから、前年度に比べ1,104人、0.8パーセント減の13万7,418人と見込みました。

次に、3. 年間総給水量は、前年度に比べ2万7,750立方メートル、0.1パーセント減の1,904万2,250立方メートルとし、4. 1日平均給水量は5万2,171立方メートルを見込みました。

続きまして、1. 水道事業収益及び費用について説明いたします。

収入の部、1款水道事業収益ですが、前年度に比べ4,931万2,000円、1.0パーセント減の50億3,618万円とし、1項営業収益につきましては、前年度に比べ7,711万7,000円、1.9パーセント減の39億2,790万8,000円としました。内訳でございますが、1目給水収益は、圏域内の人口減などから家事用水量の減少を見込み、前年度に比べ7,754万7,000円、1.9パーセント減の39億1,326万1,000円を計上しました。

2目受託工事収益は、収益の対象となる受託工事の見込みがないことから1,000円を計上し、3目その他営業収益は、給水装置検査手数料や消火栓の維持管理に係る収入などから、前年度に比べ43万円、3.0パーセント増の1,464万6,000円を計上しました。

続いて、2項営業外収益ですが、前年度に比べ2,780万5,000円、2.6パーセント増の11億827万2,000円としました。内訳でございますが、1目受取利息及び配当金は、有価証券利息を計上し、前年度に比べ92万7,000円、386.3パーセント増の116万7,000円とし、2目給水申込納付金は、新規申込件数の増を見込み、前年度に比べ2,491万6,000円、18.0パーセント増の1億6,368万3,000円を計上しました。

3目市町村負担金は、前年度と同額の4億290万円とし、4目県補助金は、限度額となる市町村負担金額4億290万円から控除額を差し引いた3億7,929万円を計上しました。

5目長期前受金戻入は、補助金・負担金等により取得した資産に係る減価償却費見合い分を収益化したもので、前年度に比べ222万7,000円、1.4パーセント増の1億6,002万2,000円とし、

6目雑収益は、原子力発電所事故に伴う賠償金収入などを見込み、前年度に比べ26万4,000円、17.9パーセント減の121万円を計上しました。

19ページを御覧ください。

支出の部、1款水道事業費用ですが、前年度に比べ2,768万4,000円、0.6パーセント減の48億233万円とし、1項営業費用は、前年度に比べ1,925万9,000円、0.4パーセント減の46億1,600万1,000円としました。内訳でございますが、1目原水及び浄水費は、井戸や浄水場などの維持管理費や受水費等が主なものであり、そのうちの動力費については、国の電気料金負担軽減措置による減を見込み、前年度に比べ3,147万9,000円、1.1パーセント減の27億9,989万4,000円を計上しました。このうち受水費は、配水量の約8割を占める水の購入費として24億9,687万9,000円を計上しております。なお、九十九里地域水道企業団へ支払う受水費の基本料金は、軽減措置を講じていただいております、その効果額は1億2,800万円余となります。

2目配水及び給水費は、漏水修理工事などの施設維持管理費が主なものであり、労務単価の上昇などによる漏水修理費用の増を見込み、前年度に比べ2,469万円、5.7パーセント増の4億6,163万4,000円を計上しました。

3目受託工事費は、受託工事の見込みがないことから1,000円といたしました。

4目業務費は、水道料金に係る検針や集金業務に係る費用が主なもので、量水器に係る委託費、修繕費の減により、前年度に比べ1,613万6,000円、5.9パーセント減の2億5,624万6,000円を計上しました。

5目総係費は、総務財政部門に係る経費を計上しており、現在検討を進めている末端給水事業体の統合に係る山武広域への派遣職員を見込んだことと、千葉県市町村総合事務組合の退職手当負担金制度改正などにより、前年度に比べ3,379万9,000円、20.5パーセント増の1億9,904万7,000円を計上しました。

次に、6目減価償却費についてですが、創設時に取得した資産の償却が進んだことにより、前年度に比べ3,118万円、3.5パーセント減の8億6,956万1,000円としました。

7目資産減耗費は、前年度に比べ104万7,000円、5.6パーセント増の1,961万8,000円とし、8目その他営業費用は、消防事業から依頼のある既設消火栓の修理等に要する費用として、前年度と同額の1,000万円を計上しております。

次に、2項営業外費用は、前年度に比べ842万5,000円、4.6パーセント減の1億7,632万9,000円としました。内訳でございますが、1目支払利息及び企業債取扱諸費は、前年度に比べ807万7,000円、5.4パーセント減の1億4,101万4,000円を計上しました。

2目消費税及び地方消費税は、消費税の納税分として、前年度に比べ34万8,000円、1.0パーセント減の3,479万3,000円を計上しました。

3目予備費は、台風や地震などの災害に迅速に対応するための経費として1,000万円を計上しております。

次に、下の表、予定損益計算書についてを御覧ください。

水道事業収益の予算額から水道事業費用の予算額を差し引き、消費税相当額と消費税納付額を除きました右下にございます令和6年度の当年度純利益は、1億5,173万2,000円を見込んでおります。

続きまして、資本的収入及び支出について説明いたします。

20ページをお開きください。

収入の部、1款資本的収入ですが、前年度に比べ8,876万7,000円、8.2パーセント減の9億9,798万6,000円としました。内訳でございますが、1項企業債は、配水管布設替え工事などに係る財源として、前年度に比べ6,560万円、9.7パーセント増の7億4,160万円としました。

国庫補助金については、交付額の配分を有利にするため、令和6年度事業を令和5年度へ前倒しし、5年度の補正予算にて計上したことから、令和6年度の計上はございません。

2項負担金は、河川改修事業等で支障となった配水管の移設に伴う負担金収入であり、前年度に比べ8,907万2,000円、25.8パーセント減の2億5,638万6,000円を計上したものです。

続きまして、支出の部、1款資本的支出ですが、前年度に比べ2億1,572万6,000円、8.7パーセント減の22億6,029万4,000円とし、1項建設改良費は、前年度に比べ2億8,064万9,000円、18.1パーセント減の12億6,867万8,000円としました。内訳でございますが、1目消火栓工事費は、前年度に比べ16万5,000円、0.7パーセント増の2,347万4,000円とし、11基の消火栓設置に係る費用を計上しました。

2目建設事務費は、主に施設の更新や改良に伴う事務費や設計業務委託費を計上したものであり、人件費の増などにより、前年度に比べ532万円、4.5パーセント増の1億2,288万2,000円を計上しました。

3目原水施設費は、老朽化したポンプ設備や塩素滅菌設備などの更新費を計上したもので、前年度に比べ617万円、6.4パーセント増の1億326万5,000円を計上しました。

4目配水施設費は、老朽化した配水管の布設替え工事や河川改修事業などに係る配水管布設工事、また、水道施設の監視制御装置などの更新費用を計上したのですが、令和6年度交付金事業を令和5年度へ前倒ししたことにより、前年度比では大幅な減となる2億9,912万6,000

円、23.1パーセント減の9億9,661万5,000円を計上しました。

5目営業設備費は、深井戸用水中ポンプや事務機器などの購入に係る費用で、前年度に比べ682万2,000円、43.7パーセント増の2,244万2,000円を計上しました。

2項企業債償還金は、前年度に比べ6,492万3,000円、7.9パーセント増の8億9,161万6,000円としました。

3項投資は、水道事業の安定経営のため保有している資金の一部を運用し、資産運用益を得ようとするもので、有価証券取得費として1億円を計上しました。

この表の下の欄外に記載している、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額12億6,230万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,310万6,000円、当年度分損益勘定留保資金7億2,915万7,000円及び減債積立金4億5,004万5,000円で補填するものです。

なお、21ページに令和6年度に実施予定の主な事業を記載しておりますので、後ほど御覧ください。

以上で、令和6年度水道事業会計予算の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小倉利一君） 次に、議案第8号について、提案理由の説明を求めます。

柴崎病院事務部長。

○公立長生病院事務部長（柴崎 勲君） 「議案第8号令和6年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計予算」について御説明申し上げます。

予算（案）の概要書により説明させていただきます。

22ページをお開きください。

上段の表を御覧ください。

はじめに、業務量の見込みでございますが、1. 病床数につきましては、稼働病床数を令和5年度と同様の128床といたしました。

次に、2. 年間患者数でございますが、入院につきましては、泌尿器科医師が1名増員予定であることやC5病棟を年間を通してフル稼働することができることなどから、1日平均患者数を2名増の90名といたしました。

また、外来につきましては、医師が増えるものの、コロナ感染症の収束により発熱患者の減少が見込まれることから、1日平均患者数を5名減の345人といたしました。

続いて、1の病院事業収益及び費用について御説明いたします。

23ページを御覧ください。

まず、病院事業費用から御説明いたします。

1 款病院事業費用は、前年度比 1 億 1,570 万 5,000 円、33 パーセント増の 35 億 9,658 万 1,000 円といたしました。主な内容といたしましては、1 項医業費用、1 目給与費は、退職手当組合負担金の増等により、前年度比 1 億 1,503 万 8,000 円の増、2 目材料費は、医薬品や診療材料の高騰により、前年度比 1,463 万 5,000 円の増、2 項医業外費用、4 目雑支出は、修学資金義務年限終了に伴う費用化の減により、前年度比 1,660 万円の減といたしました。

次に、病院事業収益について御説明いたします。

22 ページ、下段の表を御覧ください。

1 款病院事業収益は、前年度比 1 億 1,576 万 4,000 円、33 パーセント増の 36 億 869 万 1,000 円で、主な内容といたしましては、1 項医業収益、1 目入院収益は、見込み患者数の増により、前年度比 3,017 万 4,000 円の増、4 目市町村負担金は、救急医療に要する人件費や診療材料費等の増により、前年度比 5,088 万 9,000 円の増、2 項医業外収益、2 目市町村負担金は、退職手当負担金などに要する経費等の増により、前年度比 4,357 万 9,000 円の増といたしました。

次に、23 ページ、下段の表を御覧ください。

経常収益につきましては、医業収益から医業費用を差し引いた額で、1,211 万円の利益を見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出を御説明いたします。

24 ページを御覧ください。

下段の表、資本的支出から御説明いたします。

1 款資本的支出は、前年度比 1 億 2,805 万 3,000 円、37.1 パーセントの増で 4 億 7,288 万 4,000 円といたしました。主な内容といたしましては、1 項建設改良費、1 目資産購入費は、MR I の更新等により、前年度比 1 億 2,715 万円の増、2 目改修工事は、院内電話設備更新工事などにより、前年度比 691 万 2,000 円の増といたしました。

2 項企業債償還金、1 目企業債償還金は、旧 A 棟解体工事分の減により、前年度比 501 万円の減といたしました。

次に、上段の資本的収入の表を御覧ください。

1 款資本的収入は、前年度比 8,388 万 7,000 円、30.3 パーセントの増で 3 億 6,098 万 4,000 円といたしました。主な内容といたしまして、1 項企業債、1 目企業債は、MR I の更新等により、前年度比 1 億 2,950 万円の増、2 項市町村負担金、1 目市町村負担金は、令和 6 年度で償還終了となる旧 A 棟解体工事分等の企業債償還金の減等により、前年度比 561 万 4,000 円の減といた

しました。

3 項国・県補助金、3 目国・県補助金は、電子カルテ更新に係る交付金等の減により、前年度比3,999万9,000円の減といたしました。

なお、資本的収入が資本的支出額に不足する額1億1,190万円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんしようとするものでございます。

以上、「議案第8号令和6年度病院事業会計予算」について御説明いたしました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（小倉利一君） 以上で説明が終わりました。

渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺裕次郎君） 先ほど、説明させていただきました特別会計火葬場・斎場事業費予算（案）の資料に間違いがございました。申し訳ございませんでした。訂正をお願いしたいと思います。

予算（案）の概要、こちらの方の15ページをお開きいただいてよろしいでしょうか。予算（案）の概要の15ページでございます。

こちらの中段に5款繰越金、予備費に充当する計上云々と、5款繰越金となっているんですけども、こちら3款でございます。申し訳ございませんでした。

次の6款諸収入というところもございまして、6款ではなく4款でございます。大変申し訳ございませんでした。このようなことのないように注意いたします。よろしく願いいたします。

○議長（小倉利一君） 次に、質疑に入りますが、ただいま議題となっております議案第5号から議案第8号の4件につきましては、議会運営委員会の意向を尊重し、質疑終了後、委員会に審査を付託する予定でありますので、詳細についてはその委員会で行うこととし、本議場では総括的な質疑といたします。

まず、議案第5号についての質疑を許します。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉利一君） なければ、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第5号は、総務委員会に付託し、休会中に審査することにしたと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小倉利一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は総務委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第6号について質疑を許します。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小倉利一君) なければ、質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第6号は、総務委員会に付託し、休会中に審査すること
にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小倉利一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は総務委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第7号についての質疑を許します。

質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(小倉利一君) なければ、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第7号は、企業委員会に付託し、休会中に審査すること
にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小倉利一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は企業委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第8号についての質疑を許します。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小倉利一君) なければ、質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第8号は、企業委員会に付託し、休会中に審査すること
にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小倉利一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は企業委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。

総務委員の方は第1研修室へ、企業委員の方は第2研修室へお集まりください。

再開は14時といたします。

午後1時48分休憩

午後1時59分再開

○議長(小倉利一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各委員会が開かれ、委員会に付託しました案件について、2月2日午後1時30分から当組合管理棟においてそれぞれ委員会を開催し、審議を行う旨、両委員長から通知がありましたので、御報告をいたします。

次に、日程第14「議案第9号監査の執行に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺事務局長。

○事務局長(渡辺裕次郎君) 「議案第9号監査の執行に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、条例において規定している当該法律の引用条文に条ずれが生じたため、所要の改正をするものでございます。

以上、議案第9号について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小倉利一君) 説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小倉利一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉利一君） なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉利一君） なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

「議案第9号監査の執行に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小倉利一君） 起立全員。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15「議案第10号職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺裕次郎君） 「議案第10号職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

本案は、一般職職員及び特定任期付職員の給与等について、千葉県人事委員会勧告に基づく千葉県職員の給与改定実施状況に鑑み、これに準じた改正をしようとするものでございます。

当組合職員の給与に関しましては、茂原市に準じた給与体系を採っており、令和5年茂原市議会12月定例会において所要の改正がなされたことから、同様に改正をしようとするものでございます。

主な改正内容は4点でございます。

1点目は、一般職職員の給料月額を令和5年4月に遡及して、平均1.07パーセント引き上げるものでございます。

2点目は、一般職職員の期末勤勉手当支給割合をそれぞれ0.05か月、合計0.1か月分引き上

げ、年間4.4か月から4.5か月にしようとするものでございます。具体的には、令和6年度以降、6月と12月それぞれ期末手当は現行1.2か月から1.225か月に、勤勉手当は現行1.0か月から1.025か月にするものでございます。また、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員については、年間で期末勤勉手当をそれぞれ0.025か月、合計0.05か月分引き上げるものでございます。

3点目は、特定任期付職員の月例給について、令和5年4月に遡及して1号給は4,000円、2号給及び3号給は5,000円、4号給は6,000円、5号給は7,000円それぞれ引き上げるものでございます。

4点目は、特定任期付職員の期末手当について、年間で0.1か月分引き上げるものでございます。

以上、議案第10号について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小倉利一君） 説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉利一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉利一君） 質疑なければ、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉利一君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

「議案第10号職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小倉利一君） 起立全員。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16「議案第11号長生郡市広域市町村圏組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺裕次郎君） 「議案第11号長生郡市広域市町村圏組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

主な改正内容は2点でございます。

1点目は、会計年度任用職員の月例給について、一般職職員の給料額の改定に準じ、令和5年4月に遡及して引上げを行うものでございます。

2点目は、地方自治法の一部改正に伴い、令和6年度以降、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うものでございます。

以上、議案第11号について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小倉利一君） 説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉利一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉利一君） なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉利一君） なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

「議案第11号長生郡市広域市町村圏組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（小倉利一君） 起立全員。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17「議案第12号使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺裕次郎君） 「議案第12号使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

概要を申し上げますと、政令で定める手数料については、事務内容の変化、人件費単価や物件費の変動等に鑑み適切なものとなるよう、原則として3年ごとに見直しが行われております。令和5年度は見直しの年度に該当し、現行の標準額と実費との乖離が大きくなっている各手数料について改正が行われることから、本条例内の関係する手数料を改正しようとするものでございます。具体的には、消防法に基づく浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置及び変更の許可申請に係る項目の手数料を政令で定める標準額に改定するものでございます。

以上、議案第12号について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小倉利一君） 説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小倉利一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、質疑に入ります。

質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(小倉利一君) なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(小倉利一君) なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

「議案第12号使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小倉利一君) 起立全員。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18「議案第13号長生郡市広域市町村圏組合水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秋山水道部長。

○水道部長(秋山 忠君) 「議案第13号長生郡市広域市町村圏組合水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、引用条文に条ずれが生じることから、所要の改正を行うものでございます。

以上、議案第13号について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小倉利一君) 説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小倉利一君) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(小倉利一君) なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(小倉利一君) なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

「議案第13号長生郡市広域市町村圏組合水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小倉利一君) 起立全員。

したがって、原案のとおり可決されました。

次に、日程第19「議案第14号長生郡市広域市町村圏組合水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秋山水道部長。

○水道部長(秋山 忠君) 「議案第14号長生郡市広域市町村圏組合水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、令和6年度以降、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給するため、条文の改正を行うものでございます。

以上、議案第14号について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小倉利一君) 説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小倉利一君) 御異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(小倉利一君) なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(小倉利一君) なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

「議案第14号長生郡市広域市町村圏組合水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小倉利一君) 起立全員。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第20「議案第15号長生郡市広域市町村圏組合水道事業給水条例及び長生郡市広域市町村圏組合水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

秋山水道部長。

○水道部長(秋山 忠君) 「議案第15号長生郡市広域市町村圏組合水道事業給水条例及び長生郡市広域市町村圏組合水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

本案は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、水道法が改正され、水道整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることから、関係する条例について、法改正に伴い字句を改めるものでございます。

以上、議案第15号について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(小倉利一君) 説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小倉利一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉利一君） なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉利一君） なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

「議案第15号長生郡市広域市町村圏組合水道事業給水条例及び長生郡市広域市町村圏組合水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小倉利一君） 起立全員。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第21「議案第16号長生郡市広域市町村圏組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中村消防長。

○消防長（中村希一君） 「議案第16号長生郡市広域市町村圏組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

本案は、消防団員を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第13条の規定による消防団員の処遇改善を実施するため、所要の改正をしようとするものでございます。

その概要を申し上げますと、令和3年4月13日付で消防庁長官から発出されました消防団員の報酬等の基準の策定等についての通知により、消防団員の報酬等の基準が定められ、出動報酬の創設、年額報酬額、出動報酬額が規定されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な改正点は3点でございます。

1点目は、消防団員の報酬の種類については、出動回数によらず年額により支払われる年額報酬及び出動に応じて支払われる出動報酬の2種類とすること。

2点目は、年額報酬の額は、総務省消防庁の定める消防団員の階級の基準における団員階級の者については、年額3万6,500円を標準とし、団員より上位の階級にある者については、各団体において業務の負荷や職責等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定めること。

3点目は、出動報酬の額について、災害に関する出動は1日当たり8,000円を標準とし、災害以外の出動は、各団体において出動の態様や業務の負荷、活動時間等を勘案し、標準額と均衡のとれた額となるよう定めるものでございます。

以上、議案第16号について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小倉利一君） 説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉利一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉利一君） なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉利一君） 討論を終結します。

これより採決に入ります。

「議案第16号長生郡市広域市町村圏組合消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小倉利一君） 起立全員。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第22「議案第17号長生郡市広域市町村圏組合病院事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

柴崎病院事務部長。

○公立長生病院事務部長（柴崎 勲君） 「議案第17号長生郡市広域市町村圏組合病院事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、引用条文に条ずれが生じることから、所要の改正を行うものでございます。

以上、議案第17号について御説明いたしました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（小倉利一君） 説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議案となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉利一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉利一君） なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉利一君） 討論を終結します。

これより採決に入ります。

「議案第17号長生郡市広域市町村圏組合病院事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小倉利一君） 起立全員。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第23「議案第18号長生郡市広域市町村圏組合病院事業管理者の給与等に関する条

例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

柴崎病院事務部長。

○公立長生病院事務部長（柴崎 勲君） 「議案第18号長生郡市広域市町村圏組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

本案は、国の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準拠し、病院事業管理者の期末手当を引き上げようとするものです。

内容は、令和5年度については、12月分の期末手当を0.1か月分引き上げ、令和6年度については、6月、12月分の期末手当をそれぞれ0.05か月分引き上げようとするものです。

以上、議案第18号について御説明いたしました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（小倉利一君） 説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉利一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑に入ります。

ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉利一君） なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉利一君） なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

「議案第18号長生郡市広域市町村圏組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小倉利一君） 起立全員。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第24「議案第19号長生郡市広域市町村圏組合病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

柴崎病院事務部長。

○公立長生病院事務部長（柴崎 勲君） 「議案第19号長生郡市広域市町村圏組合病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、令和6年度以降、会計年度任用職員に対し期末手当を支給するため、条文の改正を行うものでございます。

以上、議案第19号について御説明いたしました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（小倉利一君） 説明は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉利一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉利一君） なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小倉利一君） なければ、討論を終結します。

これより採決に入ります。

「議案第19号長生郡市広域市町村圏組合病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願

ます。

(賛成者起立)

○議長(小倉利一君) 起立全員。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第25「議案第20号監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定により、15番柴田孝君については、暫時退場を願います。

(15番柴田 孝君 暫時退場)

○議長(小倉利一君) 提案理由の説明を求めます。

管理者、田中豊彦君。

○管理者(田中豊彦君) 「議案第20号監査委員の選任につき同意を求めることについて」提案理由を御説明申し上げます。

本案は、議会選出の監査委員でございました小倉利一議員が、令和6年1月31日をもって退任されたことに伴いまして、その後任に組合議員であります柴田孝議員を監査委員に選任いたしたく、議員各位の賛同をお願いする次第でございます。

なお、退任されました小倉議員におかれましては、監査委員として組合運営に多大なる御尽力を賜りましたことに衷心より御礼を申し上げます。

以上、提案理由を御説明申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長(小倉利一君) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております案件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小倉利一君) 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本案は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小倉利一君) 異議なしと認めます。

これより採決に入ります。

「議案第20号監査委員の選任につき同意を求めることについて」を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小倉利一君) 起立全員。

したがって、議案第20号は原案のとおり同意されました。

柴田孝君の入場を認めます。

(15番柴田 孝君 入場)

○議長(小倉利一君) 15番柴田孝議員にお知らせいたします。

監査委員の選任については、同意することに決定いたしました。

監査委員の紹介をいたします。柴田孝監査委員より御挨拶をお願いします。

○監査委員(柴田 孝君) ただいま皆様方から御同意いただきました長柄町の柴田でございます。何分不慣れでございますので、皆様の御協力をいただきまして、責務に務めてまいりたいと思います。簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。よろしくをお願いします。

(拍手)

○議長(小倉利一君) 次に、日程第26「議案第21号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者、田中豊彦君。

○管理者(田中豊彦君) 「議案第21号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」提案理由を御説明申し上げます。

本案は、当組合の教育委員会委員でございます鶴澤智氏が令和6年3月31日をもって任期満了を迎えることから、その後任に白子町教育長の御園正二氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

御園氏は、令和3年11月より白子町教育委員会教育長に就任され、当組合の教育委員会委員に適任と考えるものでございます。

以上、提案理由を御説明申し上げます。よろしく御説明申し上げます。

○議長(小倉利一君) 提案理由の説明が終わりました。

追加をいたしますが、皆さんの元に資料が配付されておりますので、こちらも参考にしてください。

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております案件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小倉利一君) 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本案は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小倉利一君) 異議なしと認め、これより採決に入ります。

「議案第21号教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小倉利一君) 起立全員。

したがって、議案第21号は原案のとおり同意されました。

日程第27「休会の件」を議題といたします。

明日2日から18日までは、各委員会委員による予算審査並びに報告書作成のため休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小倉利一君) 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、19日午後4時から開会いたします。

本日はこれをもって散会といたします。

御苦労さまでした。

午後2時37分散会

令和6年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会会議録

令和6年2月19日

出席議員（18名）

1番	金坂道人君	2番	岡沢与志隆君
3番	小久保ともこ君	4番	鈴木敏文君
5番	ますだよしお君	6番	常泉健一君
7番	鶴沢清永君	8番	袴田忍君
9番	麻生安夫君	10番	小川清隆君
11番	小倉利一君	12番	阿井市郎君
13番	梅澤哲夫君	14番	酒井良信君
15番	柴田孝君	16番	本吉敏子君
17番	松野唱平君	18番	御園生明君

欠席議員（なし）

説明のため会議に出席した者の職氏名

管理者	田中豊彦君	副管理者	馬淵昌也君
副管理者	田中憲一君	副管理者	小高陽一君
副管理者	石井和芳君	副管理者	月岡清孝君
副管理者	平野貞夫君	病院事業管理者	阿部恭久君
教育長	内田達也君	事務局長	渡辺裕次郎君
消防長	中村希一君	水道部長	秋山忠君
公立長生病院 病院事務部長	柴崎勲君	消防本部次長 (総務課長事務取扱)	秋葉和彦君
水道部次長 (工務課長事務取扱)	白井光夫君	消防本部副参事 (予防課長事務取扱)	白井和夫君
消防本部副参事 (警防課長事務取扱)	渡邊勝利君	事務局総務課長	中村年孝君
医療民生課長	杉崎正文君	環境衛生課長	阿曾弘信君
水道部管理課長	深山光男君	公立長生病院 総務課長	堺谷正男君

環境衛生課主幹	渡 邊 稔 也 君	消 防 本 部 総 務 課 主 幹	丸 宏 史 君
会 計 管 理 者	岡 澤 靖 江 君	長南聖苑所長	村 上 尚 子 君
温 水 セ ン タ ー 所 長	本 吉 智 久 君	視 聴 覚 教 材 セ ン タ ー 所 長	茂 住 卓 生 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	石 崎 康 志	書	記	秋 葉 正 人	
書	記	野 元 保 裕	書	記	大 塚 将 史

議 事 日 程

令和6年2月19日 午後 4時開議

- 第 1 付託案件の総括審議
- 第 2 公立長生病院の経営に関する調査研究特別委員会中間報告の件
- 第 3 閉会中の所管事務調査申出の件

○議長（小倉利一君） 皆さん、こんにちは。

開会に先立ちまして諸般の報告をいたします。

監査委員から令和5年度定例監査の結果と例月出納検査の結果についての報告がありました。

本日、お手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

書面による報告は以上であります。

なお、説明員、安井環境衛生センター所長につきましては欠席の連絡がありましたので、御報告をいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

午後4時00分 開会

○議長（小倉利一君） ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の出席議員は全員であります。よって、定足数に達し、会議は成立いたしました。

日程は、先般お手元に配付してありますが、日程第2「公立長生病院の経営に関する調査研究特別委員会中間報告の件」につきましては、引き続き調査等が必要であるとの理由により、委員長より継続審査の申出がありました。

お諮りします。

委員長の意向を尊重し、公立長生病院の経営に関する調査研究特別委員会中間報告についてを、本日の議事日程から削除することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小倉利一君） 御異議なしと認めます。

したがって、「公立長生病院の経営に関する調査研究特別委員会中間報告の件」につきましては、本日の議事日程から削除することに決定いたしました。

改めまして、本日の議事日程を事務局より配付いたしますので、しばらくお待ちください。

それでは、これより日程に基づき議事に入ります。

日程第1「付託案件の総括審議」を議題といたします。

議案第5号から議案第8号については、それぞれ所管の委員会に審査を付託してありましたので、その審査の経過並びに結果について報告を願います。

まず、総務委員会の報告を求めます。

鵜沢清永総務委員会委員長。

○総務委員会委員長（鵜沢清永君） 総務委員会の報告を申し上げます。

本委員会に審査を付託されました「議案第5号令和6年度長生郡市広域市町村圏組合一般会

計予算」並びに「議案第6号令和6年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費予算」について、2月2日午後1時30分から、組合管理棟ふれあいホールにて、管理者及び関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、この経過並びに結果について御報告を申し上げます。

最初に、管理者に対する総括質疑ですが、議案第5号並びに議案第6号について、特に質疑はありませんでした。

次に、事務担当部局に対し、会計ごとに審査いたしました結果について、要約して御報告を申し上げます。

一般会計予算については、歳出から質疑が行われ、4款衛生費の保健衛生費では、「夜間の二次待機は、予算金額が大きいので全て長生病院で対応できないか。」との質疑に対し、「医師や看護師確保の問題もあり、地域の6病院で協力しながら行う以外は体制が整わないのが現状である。」との答弁がありました。

次に、清掃費で、「エコパーク長生の埋立て期間を延長したが、その間に長柄町の新最終処分場は完成するのか。」との質疑に対し、「嵩上げにより令和8年4月まで延命化を行ったが、最終処分場建設工事はそれに合うように進めており、現在計画どおりの進捗である。」との答弁がありました。

次に、「土木建設工事監理委託の内容」に関する質疑があり、「工事を円滑に進めるため、組合の監督員を補佐し、設計図書等の精査、また、施工に関する指示・助言・監理を行う業務委託である。」との答弁がありました。

次に、「エコパーク長生の埋立て終了後」に関する質疑があり、「焼却灰の埋立ては、地元自治会との覚書により令和8年4月までとしている。一般的に埋立てをした年数分の水処理期間が必要となってくるので、埋立て終了後も継続して施設を運転していく。また、埋立て終了後については、跡地利用を考えていかなければならない。」との答弁があり、「跡地利用については、地元理解を得られるよう十分検討していただきたい。」との要望がありました。

次に、5款消防費では、「長生消防の職員給与の水準は。」との質疑に対し、「東京消防庁と比べたら低い、近接する夷隅郡市よりは高い。」との答弁に続き、「賃金アップの考えはあるのか。」との質疑があり、「財政状況もあるので、今後の検討事項とさせていただく。」との答弁がありました。

次に、「南、西、中央消防署の建替えについて、今後の進め方は。」との質疑に対し、「庁舎建設事業は、現在、南と西消防署について進めている。今年度中の用地取得は困難なことか

ら、令和6年度中に用地の取得を行う予定である。なお、令和6年度予算では、設計委託料や地質調査委託料、造成工事費など1署分の予算を計上しているが、南と西のどちらの消防署から着手するかは決まっていない。」との答弁がありました。

次に、「団員の処遇改善で報酬を引き上げたが、加入促進につながるのか。」との質疑に対し、「団員が増えるとは確実には言えないところである。」との答弁に続き、「加入促進には団の在り方についても検討が必要と考える。操法大会がかなりの負担となっているようだが、今後はどのように考えているのか。」との質疑に対し、「消防団強化対策委員会や県主催の消防団活性化検討会議の中でも、操法大会などの消防団行事や団員確保の取組について話し合われているが、支団操法大会については、各支団の判断に委ねられている。」との答弁がありました。

また、「団の上層部は、操法大会が必要と考えているが、団員は負担に感じている。正しい操法が分からなければ、事故にもつながるので、訓練についてはしっかり行ってほしい。」との要望がありました。

歳入については、特に質疑はありませんでした。

特別会計火葬場・斎場事業費予算についても、特に質疑はありませんでした。

以上が、各会計予算で審査された内容であります。

この結果、「議案第5号令和6年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計予算」並びに「議案第6号令和6年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費予算」は、出席委員全員の賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会に付託されました審査経過並びに結果であります。

令和6年2月19日、総務委員会委員長、鶴沢清永。

○議長（小倉利一君） 御苦労さまでした。

次に、企業委員会の報告を求めます。

御園生明企業委員会委員長。

○企業委員会委員長（御園生 明君） 企業委員会の報告を申し上げます。

本委員会に審査を付託されました、「議案第7号令和6年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計予算」並びに「議案第8号令和6年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計予算」について、2月2日午後1時30分から組合管理棟第1研修室において、副管理者である長南町長、一宮町長及び関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その経過並びに結果について御報告を申し上げます。

はじめに、水道事業会計予算の審査内容について、要約して申し上げます。

「収益的収入及び支出」では、「用水供給事業体の統合が1年遅れる理由と、それに伴う問題点は。」との質疑に対し、「統合の効果による用水供給料金の引下げ等のメリットが明確に示されていないことが原因ではないかと捉えている。水道部としても、水の仕入れ値である受水費が決まらなければ、財政収支の見通しが立てられないことから、末端給水事業体の統合にも遅れが出ている。」との答弁がありました。

次に、「水運用見直しに係る施設整備計画策定業務委託の内容と経営上の効果は。」との質疑に対し、「浄水場の一部を廃止することに伴い、適切な配水経路や管の口径へと見直す業務で水運用の最適化を図ることによる維持管理、人件費、更新需要の整理縮小が目的である。」との答弁がありました。

次に、「将来的には九十九里水道企業団からの受水を100パーセントにして、自己水源を無くしていく方向性でいるのか。」との質疑に対し、「九十九里水道企業団の長柄浄水場の水処理能力は、長生広域が100パーセント受水に切り替えることを前提に整備されているが、災害時への備えも含め、皿木浄水場だけは残すことを前提に、末端水道事業体の統合協議を進めている。」との答弁がありました。

「資本的収入及び支出」では、「配水管の耐震化率と経年化率について」の質疑があり、「総管路約1,600キロメートルのうち、耐震化が済んだものが14パーセント、法定耐用年数を経過した管路が58パーセントである。」との答弁がありました。

以上が、水道事業会計で審査された内容の一部であります。

次に、病院事業会計予算の審査の内容について、要約して申し上げます。

「収益的収入及び支出」では、「1項医業収益、4目市町村負担金が前年度比5,000万円余増加している理由は。」との質疑に対し、「今までは救急医療に対する看護師の人員費を1名で計上していたが、実情に合わせ3名で計上したことによるものと、光熱水費の高騰により増加した。」との答弁がありました。

次に、「アクションプランの最終年度に当たり、どのようなものを予算計上したのか。」との質疑に対し、「医師確保に係るものとして、派遣依頼に伺う際の交際費と医師少数区域等医師派遣促進事業に要する費用などを、人間ドックの受診者増加に係るものとして、市内の2店舗と契約したドック食の提供費用を計上させていただき、また、看護師等の待遇向上を目的に、研修費用を増額させていただいた。」との答弁がありました。

「資本的収入及び支出」では、「1項建設改良費のうち、構内電話設備更新工事の内容

は。」との質疑に対し、「外線電話が入った際に内線に振り分ける電話交換機が、前回の更新から16年が経過し、部品の提供も無くなったことから更新するもの。」との答弁がありました。

次に、「同じく建設改良費のうちMRI更新の概要は。」との質疑に対し、「現在のMRIは、前回の更新から20年が経過するもので、冷却設備に支障が出ている状況から、更新費用として1億5,000万円を計上させていただいた。」との答弁に続き、「リース契約にして、予算を確保しやすくするなどの検討はしたのか。」との質疑に対し、「民間病院は、高額な医療機器をリース契約することにより、固定資産税を削減するなどのケースもあるが、公立病院は医療機器の購入に際し、起債することにより半額を市町村負担金で賄うことができ、それが地方交付税の算定基礎に入るので、リースよりも購入した方が有利と判断した。」との答弁がありました。

「予算書及び説明書」では、「B棟手術室の修繕関連での予算計上はあるのか。」との質疑に対し、「手術室については、壁や天井の張替え、上部の防水工事などを令和5年度の予算で3月末までに行うので、6年度予算での計上はない。」との答弁に続き、「当初予算でしっかり計上すべきであり、執行残で対応すればいいと安易に考えていないか。」との質疑に対し、「令和5年度からB棟の改築工事が始まる予定であったこともあり、5年度では予算計上しなかったが、議員からの指摘もあり急遽年度内に対応することになった。令和6年度では、B棟とC棟を含めた病棟の改修費用として、3,000万円を計上させていただいた。」との答弁がありました。

また、馬淵副管理者からは、B棟の改築に関し、「駐車場などの問題もあり、積算をやり直すたびに金額が上がっているが、副管理者として、なるべく金額が下がる方法を職員と一緒に考え、案を作ってきた。組合として大きな事業が重なり、構成市町村の財政に対するダメージを危惧する方もいたが、管理者会議では、議論を積み重ねた中で方向性を定めており、お金が足りないから先延ばしし、足踏みをしたままで、ただ時が過ぎるのを待っているのではないことは、ぜひとも御理解いただきたい。」との答弁がありました。

以上が、病院事業会計で審査された内容の一部であります。

以上、質疑応答を踏まえ、本委員会は、「議案第7号令和6年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計予算」並びに「議案第8号令和6年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計予算」は、出席委員全員の賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

令和6年2月19日、企業委員会委員長、御園生明。

○議長（小倉利一君） 御苦勞さまでした。

以上で、各委員会の報告は終わりました。

ここで、申し訳ございません。数字の訂正をお願いしたいんですけども、本日、先ほど配付されました議事日程の中で、2行目の日付、令和5年2月19日となっております。申し訳ございません、5を6に訂正をお願いします。議事日程の日付、令和5年2月と書いてありますので、令和6年2月に訂正をお願いいたします。

では、続けて会議を行います。

委員会の報告が終わりました。

ただいまの委員会の報告に対し、一括して質疑に入ります。

質疑はありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○議長(小倉利一君) 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小倉利一君) 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、「議案第5号令和6年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計予算」について、委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(小倉利一君) 起立全員。

したがって、議案第5号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号の採決をしますが、この採決には組合規則第8条の2が適用されます。

採決をします。

「令和6年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費予算」について、委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(小倉利一君) 起立全員。

したがって、議案第6号は委員会報告のとおり可決されました。

次に、「議案第7号令和6年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計予算」について、委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小倉利一君) 起立全員です。

したがって、議案第7号は委員会報告のとおり可決されました。

次に「議案第8号令和6年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計予算」について、委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(小倉利一君) 起立全員です。

したがって、議案第8号は委員会報告のとおり可決されました。

日程第2「閉会中の所管事務調査の申出の件」を議題といたします。

先般、総務委員会委員長並びに企業委員会委員長から、会議規則第104条の規定に基づき、閉会中における所管事務調査研究の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員会委員長からの申出のとおり、閉会中に所管事務の調査研究をすることで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小倉利一君) 異議ないものと認めます。

したがって、各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中に所管事務の調査研究をすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたします。

お諮りいたします。

本定例会に係る会議録の調製に当たり、字句その他細部の整理を要するものについては、会議規則第43条の規定により、議長に一任していただきたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小倉利一君) 御異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

これをもって、令和6年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

午後 4 時 2 4 分閉会